平成２４年（フ）第２２４号
徳島市南佐古八番町４番15―208号、旧住所広島市中区住吉町17番３―505号
債務者　瓜生　高重
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７０号
徳島県徳島市南昭和町４丁目90番地の６
債務者　三宅　正幸
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２４号
徳島市川内町榎瀬755―４　グループホーム清風、住民票上の住所徳島県小松島市田浦町字北原12番地
債務者　西谷　義則
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０１号
愛媛県今治市片原町４丁目甲1349番地
債務者　吉井　和泉
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第１２５号
福岡県飯塚市北古賀183番地３　リバーサイド中園Ｅ号室、前住所福岡県飯塚市上三緒375番地４
債務者　金田　真澄
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１５５号
宮崎県日向市大字財光寺7305番地の５
債務者　原田芙美子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１７０号
宮崎県日向市向江町１丁目109番地　コーポ光102号
債務者　渡邊　美穂
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第５４号
鹿児島県指宿市十二町2645番地
債務者　髙橋　雅智
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第５５号
鹿児島県指宿市山川成川544番地
債務者　市川　哲雄
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第７０号
兵庫県養父市大坪255番地１、前住所兵庫県養父市建屋83番地
債務者　松下ひと美
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
山口県熊毛郡平生町大字大野南792番地の１
債務者　吉原久美子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第３２２号
徳島市国府町北岩延字中屋敷32番地の３
債務者　武田　由江
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０５号
山口県岩国市本郷町本谷1448番地
債務者　宗正　民雄
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１０６号
山口県岩国市青木町３丁目46番５号
債務者　石橋　知章
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１６４５号
名古屋市緑区太子２丁目205番地　タウニィ太子Ｂ棟210号、従前の住所名古屋市南区氷室町19番２―614号　氷室荘
債務者　馬渕　友二
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８４３号
名古屋市守山区森孝１丁目107番地　第一香流荘３棟807号
債務者　和田喜久美（旧姓大野・髙橋）
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９６６号
愛知県小牧市大字岩崎1500番地　県住５街区２号棟804号
債務者　関　　弘美
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部